

令和5年度税制改正要望事項 (新設・拡充・延長)

農林水産省 水産庁 計画課

水産経営課

項目名	漁港施設の見直し等に係る税制上の所要の措置	
税目	複数税目	
要望の内容	<p>近年、水産資源の減少等を背景に漁港が水産物生産そのものの拠点としての機能を果たすなど、利用の実態に変化が生じているほか、津波避難対策等の漁港における安全性の確保の重要性が高まるなど、漁港に求められる機能に変化が生じている。</p> <p>また、水産基本計画（令和4年3月閣議決定）においては、①民間事業者や漁協による地域資源を最大限に活用した海業（うみぎょう）※の取組、②漁港用地の有効活用による陸上養殖の展開、③漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のための避難路や避難施設の整備等が位置づけられ、これらを推進していくこととしている。</p> <p>以上に対応するため、漁港の利用実態の変化や安全性の確保等を踏まえた漁港施設の対象拡充とともに、海業の事業活動に意欲のある漁協における事業内容の拡充を行い、その内容を踏まえた税制上の所要の措置を要望する。</p> <p>※海業（うみぎょう）とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されているものである。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 漁業の実態や漁港の利用実態等の変化に対応できるよう、漁港施設の見直しを行い、漁港漁場整備事業による整備の推進や、漁港管理者による施設の適切な維持管理を図る。 また、海業などの事業活動に意欲のある漁協における事業内容の拡充を検討する。</p> <p>(2) 施策の必要性 漁村では、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁業協同組合や民間事業者により、地域資源の価値や魅力を活用した「海業（うみぎょう）」の取組を推進することにより、地域のにぎわいや所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要となっている。また、近年は水産資源の減少等を背景に漁港が水産物生産そのものの拠点として機能していることや、水産物の輸出促進や消費者ニーズの変化、津波避難対策等の漁港における安全性確保の重要性が高まるなど、漁業の実態や漁港の利用実態等の変化が生じている。 一方、漁港施設は、漁業根拠地である漁港の機能を構成又は維持するものであるが、昭和63年以降は漁港施設の見直しが行われておらず、現行の施設は上記のような漁港の利用実態の変化や求められる機能に対して十分に対応できていない。 また、漁協が実施できる事業の範囲等には制限があり、上記の海業等の実施には課題がある。 これらの課題に対応するため、漁港の利用実態等を踏まえ、陸上養殖を行うための施設や、津波からの避難のための施設等を新たに漁港施設として位置づけるとともに、海業の事業活動に意欲のある漁協における事業内容の拡充を行う必要がある。さらに、これらの内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給確保と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 水産業の成長産業化の実現 漁村の活性化の推進</p> <p>○ 水産基本計画（令和4年3月閣議決定） II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現 4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備 (2) 水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備 また、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を「養殖生産拠点地域」として圏域計画に新たに位置付け、養殖適地拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進する。加えて、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図る。</p>

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

1 浜の再生・活性化

(2) 海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化など地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備する。

(3) 民間活力の導入

海業等の推進に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展、集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みの検討を進める。また、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図る。

また、漁業所得の向上を目指す浜プランに基づく取組と併せ、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を活用する仕組みの利用促進を図る。

2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

(1) 漁業の振興や漁村の活性化に向けた漁協の連携強化等

漁協が地方公共団体と連携して持続可能な漁業や漁村の活性化に貢献し、漁協経営の改善につながるよう漁港の活用を促進し、漁協が自ら又は民間企業との連携等により、海業（うみぎょう）の経営を円滑に行えるよう環境を整備する。

6 防災・減災、国土強靱化への対応

気候変動等による災害の頻発化・激甚化、今後の南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波の発生の切迫に対し、漁業地域の安全・安心を確保し、災害発生後においては、漁業活動をはじめとした地域の水産業の可能な限りの継続又は早期の再開を図る必要がある。

(1) 事前の防災・減災対策

さらに、漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のため、避難路や避難施設の整備、避難・安全情報伝達体制の構築などの避難対策を推進する。

Ⅳ 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

3 カーボンニュートラルへの対応

(1) 漁船の電化・燃料電池化

また、蓄電池とエンジン等のハイブリッド型の動力構成に関する研究、二酸化炭素排出量の少ないエネルギーの活用など、段階に応じた様々な技術実装を推進する。また、漁船の脱炭素化に適応する観点から、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池化、国際商船や作業船など漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を推進する。

(2) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、漁港施設

			<p>等への再生可能エネルギーの導入促進や省エネ対策の推進、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等を推進する。</p> <p>○ 漁港漁場整備長期計画（令和4年3月閣議決定）</p> <p>第2 実施の目標及び事業量</p> <p>1 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化</p> <p>（1）実施の目標</p> <p>ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化 （具体の施策） 水産物の流通拠点となる漁港等においては、陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備を推進し、水産物の品質管理と安全性の向上を図るとともに、冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設等の整備による水産物の保存・出荷調整機能の強化と多様化する消費者ニーズへの対応強化を図る。</p> <p>イ 養殖生産拠点の形成 （具体の施策） さらに、漁港水域における養殖や用地を活用した陸上養殖の展開のため、漁港の利用状況等に応じた水域施設の活用や用地の再編・整序等の利用適正化と用水・排水施設等の整備等の養殖事業者の効率的な生産活動に必要な環境整備を実施する。</p> <p>2 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保</p> <p>（1）実施の目標</p> <p>イ 災害リスクへの対応力強化 （具体の施策） また、漁港における就労者や来訪者、漁村における地域住民等の安全確保のため、避難路、避難施設の整備や避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進する。</p> <p>3 「海業（うみぎょう）」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上</p> <p>（1）実施の目標</p> <p>ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化 （目指す姿） 海や漁村に関する地域資源を活かした海業（うみぎょう）等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。 （具体の施策） （ア）漁港の利用適正化 による活用促進 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力のもと、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受け入れなど海業（うみぎょう）等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における海業（うみぎょう）等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。また、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。</p>
--	--	--	---

		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	